

# 多文化主義と公共性問題

石山文彦

## 1. はじめに——文化政策学と多文化主義

近年、文化政策学という学問が、文化と公共性に関する論議として隆盛を見せつつあり、ここでは「文化の多様性の向上」が文化政策の目標の一つとして言及されている。他方、多文化主義はマイノリティ文化の維持に国家の積極的関与を求める立場である。したがって、両者はいずれも文化に関する公共性問題を論じており、多文化主義は文化政策学に包摂されるように見える。しかし「文化の多様性の向上」をめぐる多文化主義の議論は、文化の公共性に関し、文化政策学の論議では収まりきらない内容を有している。以下、その概略を述べることにする。

## 2. 両者の関心の相異

文化政策学と多文化主義とは、主として念頭に置いている「文化」の内容に相異が見られる。

文化には有形の文化と無形の文化とが存在する、あるいは消費されるものと生活に密着したものが存在すると考えたとき、文化政策学の論議の比重は前者に、多文化主義の論議の比重は後者に置かれている。文化政策学は、いわゆる文化芸術の振興・普及（たとえば芸術家への支援、文化芸術の享受の機会の拡充など）や、文化遺産の保存と活用など、鑑賞の対象となりうるものについて論ずることが多い。これに対し、言語や宗教は、それ自体が生きられるものであり、無形の文化と言えるが、これらについては多文化主義で論じられることが多い。

もっとも、両者のこうした相異は、必ずしも文化に対するアプローチの根本的な相異を意味するわけではないとも言える。文化政策学が有形の文化に主たる関心を寄せるのは歴史的経緯によるのであり、例えば、国家がかつて表現の自由を抑圧することにより「国民文化」を形成していったプロセスが論じられることもある。他方、博物館の展示でマイノリティ文化にいかに関わるかをめぐる論議のように、多文化主義が有形文化を主題とすることもある。

## 3. 文化の公共性をめぐる両者の相違

しかし、文化の公共性問題に関する多文化主義による論議のなかには、文化政策学による論議では尽くされないものが見られる。ここに、文化の捉え方に関する両者の相異を見出すことができる。

第一に、文化の価値についての論議を見てみる。文化政策学では、文化はすべての人の資産であるとして、一種の公共財と捉えられ、生活の質を高めるために不可欠なものと位置づけられている。これに対し多文化主義では、文化はたんにすべての人の資産であるだけでなく、ある種のニーズとしても位置づけられている。文化は、生活の質（人間「らしい」生活）や「うるおい」に解消できない、人間にとって不可欠なもの、空気や水と同等の価値を有するものとされている。

第二に、多文化主義の論議は、マイノリティ文化の維持を求める際に、差別主義の文化や自由抑圧的文化までも国家の関与により維持すべきなのかという問題に直面しており、ここでは、文化に内在する公共性問題が見出されている。すなわち、文化の性格が公共性問題になるのである。文化政策学では、たとえば文化権の自由権的側面として「文化創造の自由」が語られたり、個々の文化芸術の内容について価値判断をしないことが主張されたりしているが、それでは不十分なことが明らかになったと言えよう。実際、文化政策学でしばしば論議される芸術活動への助成の問題では、助成対象の選別において価値判断なしですますことはできないのである。

#### 4. 結語

以上のように、多文化主義の論議は、たんに多文化社会における公共性問題を論じているだけではない。それは、文化の価値について文化政策学とは異なる理解をし、また、文化政策学において必ずしも意識されていなかった、文化一般の公共性に関する問題をも明らかにしているのである。

#### 参考文献

- 後藤和子（編）『文化政策学——法・経済・マネジメント』（有斐閣、2001年）
- 小林真理『文化権の確立に向けて——文化振興法の国際比較と日本の現実』（勁草書房、2004年）
- ウィル・キムリッカ『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』（晃洋書房、1998年）
- チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」（エイミー・ガットマン（編）『マルチカルチュラルリズム』（岩波書店、1996年）所収）